

おくやみ ハンドブック

帯広市

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンやパソコンで質問に答えるだけで必要な手続きの確認ができるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください。



URL : <https://okuyaminavi.net/municipalities/1207>



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでおくやみ申し上げます。

帯広市では、ご遺族の負担を少しでも減らすことができるよう、死亡届出後に必要となる手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成しました。

死亡に伴う市役所内外での主な手続きを掲載していますので、ご活用ください。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

帯広市役所 0155-24-4111（代表）

事前準備について

STEP 1

持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。
相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。



STEP 3

各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



スマートフォンやパソコンで質問に答えると、
手続きの持ち物や場所等を確認できる「おくやみ
手続きナビ」もご利用ください。

URL:<https://okuyaminavi.net/municipalities/1207>



STEP 4

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、帯広市役所へお越しください。



来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表及び喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

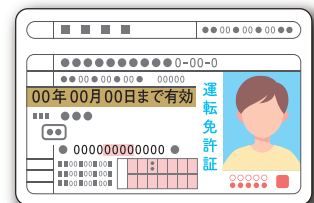
※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- ☐ 資格確認書、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書または被保険者証
※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）
※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 医療福祉費受給者証（マル福）
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

- ☐ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）
運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 等
 - ☐ 2点で本人確認できる書類
健康保険の資格確認書・被保険者証、介護保険の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 等
- ※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなられた後の手続き等の流れ（目安）

※下記に記載の葬儀・法要はあくまでも一例であり、宗教や宗派、風習等によって異なります。

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金等の手続き (34 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(37・38 ページ参照)
4か月以内			○所得税の準確定申告 (38 ページ参照)
10か月以内		○遺産分割協議 (37 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更等	○相続税の申告 (38 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

帯広市役所で必要な手続きについては6ページ以降に掲載していますので、ご確認ください。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	該当者	☒	詳細ページ
住民登録	マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた	☐	P.6
	印鑑登録をしていた	☐	
年金	国民年金にのみ加入していた（加入中）	☐	P.7
	厚生年金または共済年金に加入していた（加入中）	☐	P.8
保険	国民健康保険に加入していた	☐	P.9
	後期高齢者医療被保険に加入していた	☐	P.10
介護保険	介護保険被保険者証等を持っていた	☐	P.11
	緊急通報システムを設置していた	☐	
	高齢者バス無料乗車証を持っていた	☐	P.12
	理美容サービス・寝具類クリーニングサービスを利用していた 家族介護用品の支給を受けていた	☐	
子ども	児童手当を受給していた	☐	P.13
	児童扶養手当を受給していた	☐	P.14
	特別児童扶養手当を受給していた	☐	P.15
	20歳未満でひとり親家庭等医療費助成の対象児童である	☐	P.16
	ひとり親家庭等医療費助成を受給していた	☐	
	子どもが保育所等に入所している	☐	P.17
	子どもが児童保育センター（学童）に入所している	☐	
	子ども医療費助成を受給していた	☐	
障害福祉	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っていた	☐	P.18
	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給していた	☐	
	重度心身障害者の医療費受給者証を持っていた	☐	P.19
	自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた	☐	

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	該当者	☐	詳細ページ
障害福祉	障害福祉サービスを利用していた	☐	P.20
	緊急通報システムを設置していた	☐	
	理美容サービス・寝具類クリーニングサービス利用券を利用していた	☐	P.21
	重度障害者等タクシー乗車券を利用していた	☐	
税金や保険料	軽自動車税が課されていた	☐	P.22
	原付バイクや小型特殊自動車を持っていた	☐	
	固定資産がある(共有資産の場合も該当)	☐	P.23
	市・道民税、森林環境税が課されていた	☐	P.24
	市税、保険料等の支払いを口座振替にしていた	☐	
	市税、保険料等に未納があった	☐	P.25
水道・下水道	水道・下水道の契約をしていた	☐	P.26
	公共下水道受益者負(分)担金を分割納入していた	☐	
	農村下水道受益者分担金を分割納入していた	☐	
農地	農地を所有していた	☐	P.27
	贈与税の納税猶予を受けていた	☐	
	農業者年金に加入していた	☐	
その他の手続き	市営墓地を使用していた	☐	P.28
	犬を飼っていた	☐	
	市営住宅の入居者だった	☐	P.29
	家を所有していた	☐	
	図書館利用者カードを持っていた	☐	
	畑地かんがい施設給水栓を使用していた	☐	P.30
	森林を所有していた	☐	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き マイナンバーカード・住民基本台帳カードの返却

手続詳細	期 限
マイナンバーカードについては所有者が亡くなられた場合、自動的に廃止されます。返却の必要はありません。なお、相続等の手続きで亡くなられた方のマイナンバーを求められる場合がありますので、カードを破棄される場合はあらかじめマイナンバーを控えておくことをおすすめします。 住民基本台帳カードについても、所有者が亡くなられた場合自動的に廃止されます。住民基本台帳カードは窓口にて返却ください。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 住民基本台帳カード	戸籍住民課 ☎ 0155-65-4234

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 印鑑登録証（カード）	戸籍住民課 ☎ 0155-65-4141

MEMO

2. 年金に関する手続き

国民年金にのみ加入していた（加入中）

手続き

加入していた年金、受給の種類や状況によって、必要な手続きや提出書類が異なります。
詳しくは、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。
（市役所で受付が可能なものは一部に限られます。）

手続詳細

亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって、必要な手続きや提出書類、お手続き場所が異なります。

詳細は亡くなられた方等の基礎年金番号のわかるものを準備の上、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へお電話等でお問い合わせください。
（市役所で受付が可能なものは一部に限られます。）

必要なもの

- ☐ 請求者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ☐ 請求者の個人番号確認書類
- ☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、年金証書等）
- ☐ 請求者の通帳
- ☐ 死亡者と請求者の関係がわかる戸籍謄本等
- ☐ 委任状（代理人が手続する場合）

※基礎年金番号がわかるものや、個人番号確認書類がない場合は、住民票・所得証明書が必要な場合があります。

※死亡診断書の写しや請求者の基礎年金番号がわかるものが必要になる場合があります。

※請求者が配偶者または子の場合、個人番号を記入することで戸籍謄本等の添付を省略できる場合があります。（子とは18歳になった年度の3月31日までにある方または障害のある20歳未満の方をさします。）

期 限

すみやかに

手続可能な人

ご遺族

問い合わせ先

ねんきんダイヤル
☎ 0570-05-1165

帯広年金事務所
お客様相談室
☎ 0155-21-1511
（音声案内1番→2番）

戸籍住民課国民年金係
☎ 0155-65-4143
※電話での問い合わせはできません。
窓口でのみ対応可能です。

厚生年金または共済年金に加入していた（加入中）

手続き

最寄りの年金事務所または各共済組合へお問い合わせください。
（市役所ではお手続きできません。）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって、必要な手続きや提出書類、お手続き場所が異なります。 詳細は亡くなられた方等の基礎年金番号のわかるものを準備の上、ねんきんダイヤルまたは年金事務所へお電話等でお問い合わせください。 ※亡くなられた方が1か月でも厚生年金や共済年金に加入していたことがある場合、市役所では手続できません。	すみやかに 手続可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 請求者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） ☐ 請求者の個人番号確認書類 ☐ 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、年金証書等） ☐ 請求者の通帳 ☐ 死亡者と請求者の関係がわかる戸籍謄本等 ☐ 委任状（代理人が手続する場合） ※基礎年金番号がわかるものや、個人番号確認書類がない場合は、住民票・所得証明書が必要な場合があります。 ※死亡診断書の写しや請求者の基礎年金番号がわかるものが必要になる場合があります。 ※請求者が配偶者または子の場合、個人番号を記入することで戸籍謄本等の添付を省略できる場合があります。（子とは18歳になった年度の3月31日までにある方または障害のある20歳未満の方をさします。）	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 帯広年金事務所 お客様相談室 ☎ 0155-21-1511 （音声案内1番→2番） 各共済組合

3. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き 資格確認書等の返還

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、資格確認書等を返還してください。	なし
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 亡くなられた方の資格確認書または保険証 ☐ 亡くなられた方の限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証（交付されていた場合） ☐ 亡くなられた方の特定疾病療養受療証（交付されていた場合）	国保課 ☎ 0155-65-4138 （給付係）

手続き 葬祭費の支給申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費（30,000 円）が支給されます。 ※社会保険等の被保険者本人であった方が国保に加入して3か月以内に亡くなり、前の健康保険から葬祭費または埋葬費が支給される場合は支給対象となりません。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 葬祭執行者の口座番号確認書類（預金通帳等） ☐ 葬祭執行者の氏名が確認できるもの（会葬礼状のハガキ、葬儀の領収書、新聞のお悔やみ記事等のうちいずれか1つ）	国保課 ☎ 0155-65-4138 （給付係）

手続き 相続人代表者に関する届の提出

手続詳細	期 限
後日、市より保険料の未納または還付に関する書類を相続人代表者に送付する場合があります。 また、医療に関する給付が生じた場合、相続人代表者の口座へ支給します。	概ね3か月
	手続可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 相続人代表者の通帳	国保課 ☎ 0155-65-4138（給付係） ☎ 0155-65-4140（保険料係）

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き 資格確認書等の返還

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、資格確認書等を返還してください。	なし
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 亡くなられた方の資格確認書または保険証 ☐ 亡くなられた方の限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証（交付されていた場合） ☐ 亡くなられた方の特定疾病療養受療証（交付されていた場合）	国保課 ☎ 0155-65-4138（給付係）

手続き 葬祭費の支給申請

手続詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費（30,000 円）が支給されます。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 葬祭執行者の口座番号確認書類（預金通帳等） ☐ 葬祭執行者の氏名が確認できるもの（会葬礼状のハガキ、葬儀の領収書、新聞のお悔やみ記事等のうちいずれか 1 つ）	国保課 ☎ 0155-65-4138（給付係）

手続き 相続人代表者に関する届の提出

手続詳細	期 限
後日、市より保険料の未納または還付に関する書類を相続人代表者に送付する場合があります。 また、医療に関する給付が生じた場合、相続人代表者の口座へ支給します。	概ね 3 か月
	手続可能な人
	相続人代表者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 相続人代表者の通帳	国保課 ☎ 0155-65-4138（給付係） ☎ 0155-65-4140（保険料係）

4. 介護保険に関する手続き

介護保険被保険者証等を持っていた

手続き 介護保険被保険者証等の返還

手続詳細	期 限
亡くなられた方の介護保険被保険者証等について、窓口で返還してください。	なし
なお、介護保険被保険者証は、相続や税の申告等の手続きに使用できる場合がありますので、お手元にコピーを保管ください。	手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証（交付されていた場合） ☐ 介護保険負担限度額認定証等（交付されていた場合）	介護高齢福祉課 ☎ 0155-65-4150 ☎ 0155-65-4151 ☎ 0155-65-4152

緊急通報システムを設置していた

手続き 緊急通報システムの撤去

手続詳細	期 限
機器撤去の必要があります。電話か窓口にてお知らせください。	概ね 1 か月
	手続可能な人 ご遺族等
必要なもの	問い合わせ先
なし	介護高齢福祉課 ☎ 0155-65-4145

MEMO

高齢者バス無料乗車証を持っていた

手続き 高齢者バス無料乗車証の返還

手続詳細	期 限
高齢者バス無料乗車証を窓口で返還してください。	なし
	手続可能な人
	ご遺族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 高齢者バス無料乗車証	介護高齢福祉課 ☎ 0155-65-4145

理美容サービス・寝具類クリーニングサービスを利用していた 家族介護用品の支給を受けていた

手続 ねたきり高齢者等理美容サービス利用券 / クリーニングサービス利用券 / 家族介護用品給付券の返還

手続詳細	期 限
未利用分のサービス券を窓口で返還してください。	すみやかに
	手続可能な人
	ご遺族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ ねたきり高齢者等理美容サービス利用券 ☐ ねたきり高齢者等クリーニングサービス利用券 ☐ 家族介護用品給付券	介護高齢福祉課 ☎ 0155-65-4145

MEMO

5. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 児童手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、今後子どもを養育する方が新たな受給者として申請することができます。 ただし、新しい受給者が公務員の場合は、職場での申請となります。	死亡日の翌日から 15 日以内
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 口座番号確認書類（ご遺族・児童のもの）	こども課 ☎ 0155-65-4160

手続き 児童手当の受給事由消滅届

手続詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡日の翌日から 15 日以内
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの）	こども課 ☎ 0155-65-4160

MEMO

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当の受給申請

手続詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している児童が満 18 歳までの年度末（障害児は 20 歳未満）の場合、児童扶養手当を申請することができます。所得制限があり、遺族年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	なし
必要なもの	手続可能な人 ご遺族
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 口座番号確認書類（ご遺族・児童のもの）	問い合わせ先 こども課 ☎ 0155-65-4160

手続き 児童扶養手当の受給事由消滅届

手続詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、受給事由消滅届を提出してください。ただし、故人のほかに児童扶養手当の対象児童がいる場合は、額改定届（減額）の提出となります。	死亡日から 14 日以内
必要なもの	手続可能な人 ご遺族
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの）	問い合わせ先 こども課 ☎ 0155-65-4160

手続き 児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

手続詳細	期 限
児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、今後児童を養育する方が新たな受給者として申請することができます。所得制限があり、年金等の受給がある場合は、手当の支給が一部または全部停止となる可能性があります。	死亡日から 14 日以内
また申請する方が児童の父母ではない場合は、申請時に養育申立書が必要となりますので、事前にお問い合わせください。	手続可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先 こども課 ☎ 0155-65-4160
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 口座番号確認書類（ご遺族・児童のもの）	

5. 子どもに関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

手続き 特別児童扶養手当の受給者変更・資格喪失等の手続き

【保護者が亡くなられた場合】

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要となります。	なし
	手続可能な人
	今後児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ マイナンバー確認書類（申請に関係する全ての方のもの） ☐ 口座番号確認書類（ご遺族のもの）	子育て支援課 ☎ 0155-25-9700

【児童が亡くなられた場合】

手続詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は金額改定の手続きとなります。	なし
	手続可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
なし	子育て支援課 ☎ 0155-25-9700

MEMO

20歳未満でひとり親家庭等医療費助成の対象児童である

手続き ひとり親家庭等医療費助成の申請

手続詳細	期 限
配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親家庭等になり、かつ養育している子どもが満 18 歳の年度末まで（子どもが学校に在学している場合等引き続き扶養する場合は 20 歳未満）の場合、ひとり親家庭等医療費助成を申請することができ、所得が一定の額未満の方について、診療の自己負担分（全部または一部）を助成します。	なし
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 戸籍謄本 ☐ 健康保険情報確認書類（申請者と子ども双方のもの）	こども課 ☎ 0155-65-4160

ひとり親家庭等医療費助成を受給していた

手続き ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失届

手続詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、資格喪失の手続きが必要です。	なし
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ ひとり親家庭等医療費受給者証	こども課 ☎ 0155-65-4160

MEMO

5. 子どもに関する手続き

子どもが保育所等に入所している

手続き 保育所等の手続き

手続詳細	期 限
保育所・幼稚園等に入所している児童の世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要です。	すみやかに
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	こども課 ☎ 0155-65-4158 ☎ 0155-65-4159

子どもが児童保育センター（学童）に入所している

手続き 児童保育センター（学童）の手続き

手続詳細	期 限
児童保育センター（学童）に入所している児童の世帯構成や住所、氏名に変更があった場合、変更の届出が必要です。	すみやかに
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
なし	こども課 ☎ 0155-65-4158 ☎ 0155-65-4159

子ども医療費助成を受給していた

手続き 子ども医療費助成の資格喪失届

手続詳細	期 限
子ども医療費受給者証を交付されていた児童が亡くなった場合、資格喪失の手続が必要です。	なし
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 子ども医療費受給者証	こども課 ☎ 0155-65-4160

6. 障害福祉に関する手続き

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っていた

手続き 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の返還

手続詳細	期 限
手帳を窓口で返還してください。	なし
	手続可能な人
	ご遺族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳	障害福祉課 ☎ 0155-65-4147

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給していた

手続き 各手当の受給資格者の死亡届・未支払手当請求書の提出

手続詳細	期 限
未払いの手当がある場合は、相続人が受け取ることができます。	すみやかに
	手続可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの ☐ 印鑑（相続人のもの）	障害福祉課 ☎ 0155-65-4148

MEMO

6. 障害福祉に関する手続き

重度心身障害者の医療費受給者証を持っていた

手続き 重度心身障害者医療費受給証の返還

手続詳細	期 限
受給者証を窓口で返還してください。	なし
	手続可能な人
	ご遺族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 重度心身障害者医療費受給証	障害福祉課 ☎ 0155-65-4147

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を持っていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続詳細	期 限
受給者証を窓口で返還してください。	なし
	手続可能な人
	ご遺族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 自立支援医療受給者証	障害福祉課 ☎ 0155-65-4147

MEMO

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返還

手続詳細	期 限
受給者証を窓口で返還してください。	なし
	手続可能な人
	ご遺族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 障害福祉サービス受給者証	障害福祉課 ☎ 0155-65-4147

緊急通報システムを設置していた

手続き 緊急通報システムの撤去

手続詳細	期 限
機器撤去の必要があります。電話か、窓口にてお知らせください。	なし
	手続可能な人
	ご遺族等
必要なもの	問い合わせ先
なし	障害福祉課 ☎ 0155-65-4148

MEMO

6. 障害福祉に関する手続き

理美容サービス・寝具類クリーニングサービス利用券を利用していた

手続

ねたきり高齢者等理美容サービス利用券／ クリーニングサービス利用券の返還

手続詳細	期 限
未使用分のサービス利用券を窓口で返還してください。	すみやかに
	手続可能な人
	ご遺族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ ねたきり高齢者等理美容サービス利用券 ☐ ねたきり高齢者等クリーニングサービス利用券	障害福祉課 ☎ 0155-65-4148

重度障害者等タクシー乗車券を利用していた

手続

重度障害者等タクシー乗車券の返還

手続詳細	期 限
重度障害者等タクシー乗車券を窓口で返還してください。	すみやかに
	手続可能な人
	ご遺族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 重度障害者等タクシー乗車券	障害福祉課 ☎ 0155-65-4148

MEMO

7. 税金や保険料に関する手続き

軽自動車税が課されていた

手続き 軽自動車税の相続人代表者の指定届出

手続詳細	期 限
軽自動車税の納税義務者が亡くなられた場合、相続人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。	概ね 3 か月
	手続可能な人 相続人代表となる方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（届出者）	市民税課 ☎ 0155-65-4119

原付バイクや小型特殊自動車を持っていた

手続き 原付バイク・小型特殊自動車の廃車手続き

手続詳細	期 限
原付バイクや小型特殊自動車の所有者が亡くなられた場合、相続人への名義変更または廃車の手続きが必要です。	名義変更は死亡日から 15 日以内 廃車は死亡日から 30 日以内
	手続可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（届出者） ☐ 標識交付証明書 ☐ ナンバープレート	市民税課 ☎ 0155-65-4119

MEMO

7. 税金や保険料に関する手続き

固定資産がある（共有資産の場合も該当）

手続き 不動産の所有権移転登記申請

手続詳細	期 限
法務局にて不動産の相続登記を行う必要があります。相続の内容によって提出書類や手続きの流れが異なります。 また、家屋が未登記の場合は、法務局にて表題登記等を行う必要があります。登記まで時間がかかる場合は、資産税課で未登記家屋の名義変更を行ってください。	相続で不動産取得を知った日から3年以内
必要なもの	手続可能な人 ご遺族
☐ 法務局へご確認ください。	問い合わせ先 釧路地方法務局帯広支局 ☎ 0155-24-5837 資産税課 ☎ 0155-65-4122（土地係） ☎ 0155-65-4123（家屋係）

手続き 固定資産税の相続人代表者指定届の提出

手続詳細	期 限
固定資産の所有者が亡くなられた場合、相続人のうち1名を代表として選び、届出をする必要があります。どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。ここで設定された相続人代表者は、相続人登記や名義変更が完了するまで有効となります。 ※「相続人代表者指定届」が提出されない場合、相続人代表者を指定することがあります。 ※相続人が相続放棄をされた場合、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。 また、納税義務の承継については、状況や相続放棄の時期により異なりますので、お問い合わせください。	概ね3か月 手続可能な人 相続人代表となる方
必要なもの	問い合わせ先
(法定相続人) ☐ 配偶者または子：本人確認書類 ☐ それ以外：亡くなられた方との相続関係や相続権利がわかる書類（あればお持ちください） (法定相続人以外) ☐ 本人確認書類 ☐ 遺言書写し等、相続権利がわかる書類	資産税課 ☎ 0155-65-4122（土地係） ☎ 0155-65-4123（家屋係）

市・道民税、森林環境税が課されていた

手続き 市・道民税等の相続人代表者指定届の提出

手続詳細	期 限
亡くなられた方に地方税が課税されている場合、市民税・道民税・森林環境税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付します。	概ね 3 か月
相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。	手続可能な人
※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、役所が相続人代表者を指定することがあります。	相続人代表者となる方
※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。市民税課までご連絡ください。	
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（ご遺族のもの） ☐ 相続される場合 相続人代表者指定届出書の提出 ☐ 相続放棄する場合 相続放棄申述受理証明書の写し	市民税課 ☎ 0155-65-4120

市税、保険料等の支払いを口座振替にしていた

手続

税金、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、口座振替の名義変更または口座振替取消による納付書の受け取り

手続詳細	期 限
名義変更する場合は新たに引落される口座名義人の通帳・届出印を持って窓口にお越しください。	すみやかに
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 新しい名義の通帳 ☐ 通帳の印鑑	収納課 ☎ 0155-65-4125

7. 税金や保険料に関する手続き

市税、保険料等に未納があった

手続

税金、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料について、納付等に係る手続き

手続詳細	期 限
・ 相続される場合 納付に関する相談をしてください。 ・ 相続放棄する場合 相続放棄申述受理証明書のコピーの提出が必要です。	概ね 3 か月 手続可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続き内容や状況により必要なものや書類が違いますのでお問い合わせください	収納課 ☎ 0155-65-4128 ☎ 0155-65-4129 ☎ 0155-65-4126

MEMO

8. 水道・下水道に関する手続き

水道・下水道の契約をしていた

手続き 契約終了の手続きまたは名義変更の申請

手続詳細	期 限
契約終了の手続きまたは名義変更の申請をしてください。	なし
	手続可能な人
	ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ なし（電話連絡でも可）	上下水道お客様センター ☎ 0155-65-4213

公共下水道受益者負（分）担金を分割納入していた

手続き 受益者の変更手続き

手続詳細	期 限
下水道の供用開始をしてから5年未満の方で、受益者負（分）担金を分割納入していた方が亡くなったときは、すみやかに下記問い合わせ先にご連絡または直接お越しください。	すみやかに
	手続可能な人
	ご遺族等の新しい受益者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納入通知書（あれば）	上下水道お客様センター ☎ 0155-65-4213

農村下水道受益者分担金を分割納入していた

手続き 受益者の変更手続き

手続詳細	期 限
合併処理浄化槽を設置してから5年未満の方で、受益者分担金を分割納入していた方が亡くなったときは、すみやかに下記問い合わせ先にご連絡または直接お越しください。	すみやかに
	手続可能な人
	ご遺族等の新しい受益者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 納入通知書（あれば）	上下水道お客様センター ☎ 0155-65-4213

9. 農地に関する手続き

農地を所有していた

手続き 農地法第3条の3の規定による届出書の提出

手続詳細	期 限
相続により農地を取得した場合は、農業委員会に届出が必要です。	登記完了後すみやかに 手続可能な人 相続により農地を取得した方
必要なもの	問い合わせ先
なし	農業委員会事務局 ☎ 0155-65-4224

贈与税の納税猶予を受けていた

手続き 贈与税の免除届出書の提出

手続詳細	期 限
納税猶予を受けている贈与税の免除を受けるために、農業委員会を経由して税務署に届出が必要です。	すみやかに 手続可能な人 受贈者または贈与者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡の記載がある戸籍等の写し	農業委員会事務局 ☎ 0155-65-4224

農業者年金に加入していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続詳細	期 限
被保険者または受給権者が亡くなられた時、遺族の方は最寄りの農協を経由して農業者年金基金に届出が必要です。	すみやかに 手続可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 死亡の記載がある戸籍等の写し ☐ 死亡者と届出者（請求者）との続柄が確認できる戸籍等の写し ☐ 請求者が未支給年金・一時金の請求をする場合、金融機関口座を確認できる通帳等	農業委員会事務局 ☎ 0155-65-4224

10. その他の手続き

市営墓地を使用していた

手続き 墓地の承継（名義変更）

手続詳細	期 限
亡くなられた方が所有していた墓地（お墓）の名義変更を届出するものです。今後使用しない場合は墓地返還の届出が必要です。	すみやかに
	手続可能な人
	承継者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 承継者の住民票（本籍・筆頭者を表示したもの） ☐ 承継者と前使用者の関係がわかる戸籍 ☐ 墓地使用許可証	戸籍住民課 ☎ 0155-65-4144

犬を飼っていた

手続き 犬の登録変更の届出

手続詳細	期 限
市役所で登録を受けた犬の登録事項（所有者住所、所有者氏名、犬の所在地）の変更を届出するものです。	飼い主になった日から 30 日以内
	手続可能な人
	新しい飼い主
必要なもの	問い合わせ先
なし	環境課 ☎ 0155-65-4136

MEMO

10. その他の手続き

市営住宅の入居者だった

手続き 同居者異動届、入居承継承認申請書、退去届の提出

手続詳細	期 限
市営住宅に入居している方が亡くなられた場合は「同居者異動届」の提出が必要です。 また、亡くなられた方が名義人であり、その方と同居していた方が継続して住み続ける場合は「入居承継承認申請書」の提出が必要です。 なお、同居者がいない場合は「退去届」の提出が必要となります。	すみやかに 手続可能な人 原則同居者または相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 同居者異動届…世帯全員の住民票 ☐ 入居承継承認申請書…印鑑（認印可）等 ☐ 退去届…敷金還付先の通帳等	住宅営繕課 ☎ 0155-65-4190

家を所有していた

手続き 住まいのワンストップ相談窓口

手続詳細	期 限
空き家を含む市内の住まいに関する売却、相続、管理等の相談をすることができます。	なし 手続可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ なし（建築開発課の窓口か電話でお申し込みください）	建築開発課 ☎ 0155-65-4179

図書館利用者カードを持っていた

手続き 図書館利用者カードの返却及び貸出を受けた図書等の返却

手続詳細	期 限
図書館利用者カードと、貸出を受けた図書等を返却してください。	図書等は返却期限までに 手続可能な人 ご遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 図書館利用者カード	図書館 ☎ 0155-22-4700

畑地かんがい施設給水栓を使用していた

手続き 使用者の変更手続き

手続詳細	期 限
名義変更の申請をしてください。	すみやかに
	手続可能な人
	新たな使用者等
必要なもの	問い合わせ先
☐ なし（電話連絡でも可）	農村振興課 ☎ 0155-65-4171

森林を所有していた

手続き 名義変更の申請

手続詳細	期 限
森林の土地の所有者届出書を提出する必要があります。	所有者となった日から 90 日以内
	手続可能な人
	新たな所有者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 森林の土地の登記事項証明書等権利を取得したことがわかる書類の写し ☐ 相続登記が終わっていない場合は固定資産税の「現に所有する者」の届出書の写し ☐ 土地の位置を示す図面	農村振興課 ☎ 0155-65-4173

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証等）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号 【手続き先】 お近くの年金事務所 【その他】 遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。 帯広税務署 ☎ 0570-00-5901
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1 か月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	帯広警察署 ☎ 0155-25-0110 帯広運転免許試験場 ☎ 0155-33-2470
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する 健康福祉センターへお問 い合わせください。	北海道保健福祉部 健康安全局地域保健課 難病対策係 ☎ 011-204-5258
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座等	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険等	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険等	☐	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社 または代理店
原付バイク・小型特殊自動車以外の 自動車やバイク	☐	名義変更・廃車	【普通自動車、軽二輪、 二輪の小型自動車】 帯広運輸支局 ☎ 050-5540-2006 【軽三輪、軽四輪自動車】 軽自動車検査協会 帯広事務所 ☎ 050-3816-1768

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	所轄の税務署 帯広税務署 ☎ 0570-00-5901
不動産登記	☐	土地・家屋等の所有者 移転（相続）登記等	釧路地方法務局帯広支局 ☎ 0155-24-5837
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			☎ 0120-15-1515（変更） ☎ 0120-222-000（解約）

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社等にお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

銀行口座凍結時の解除の方法

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

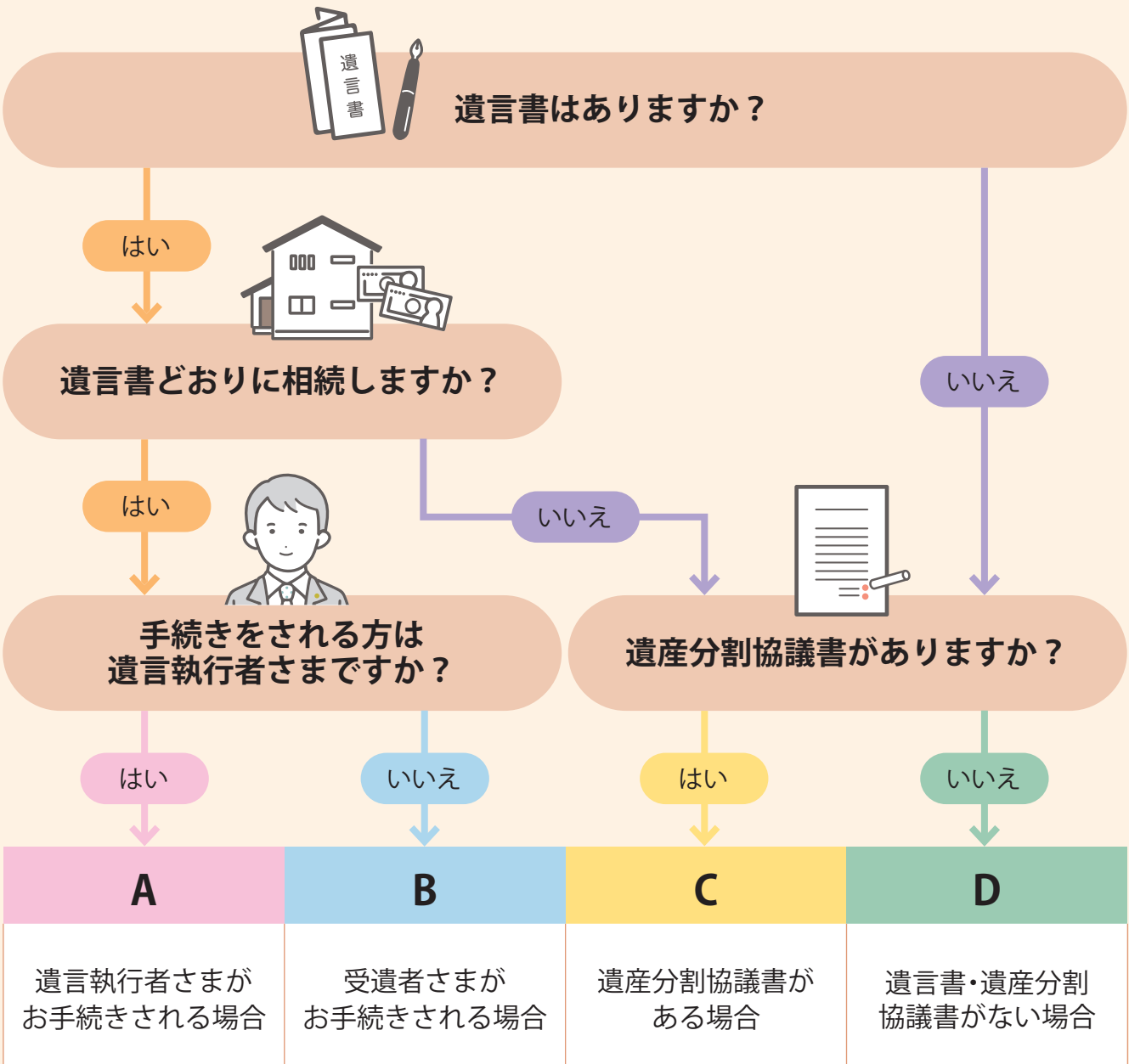
委任状

口座凍結解除の大まかな流れ

- 1. 金融機関窓口にて口座凍結解除依頼
- 2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
- 3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人(故人)の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人(故人)の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書(原本)	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書(原本) ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書(原本)	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 (金融機関により名称が異なります)	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。 市役所の戸籍住民課の窓口で全国の戸籍謄本が取得できますが、取得できる人は配偶者または直系尊卑属でマイナンバーカード等の顔写真付きの身分証明書をお持ちの方に限る等条件があります。また、全ての戸籍謄本を揃えるためにお時間をいただきます。詳しくは市役所の戸籍住民課へお問い合わせください。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所税証明窓口で「名寄帳」を取得することで、帯広市内の課税対象の不動産を知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
☐	所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日までに所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈等により取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図 (3親等内の親族)

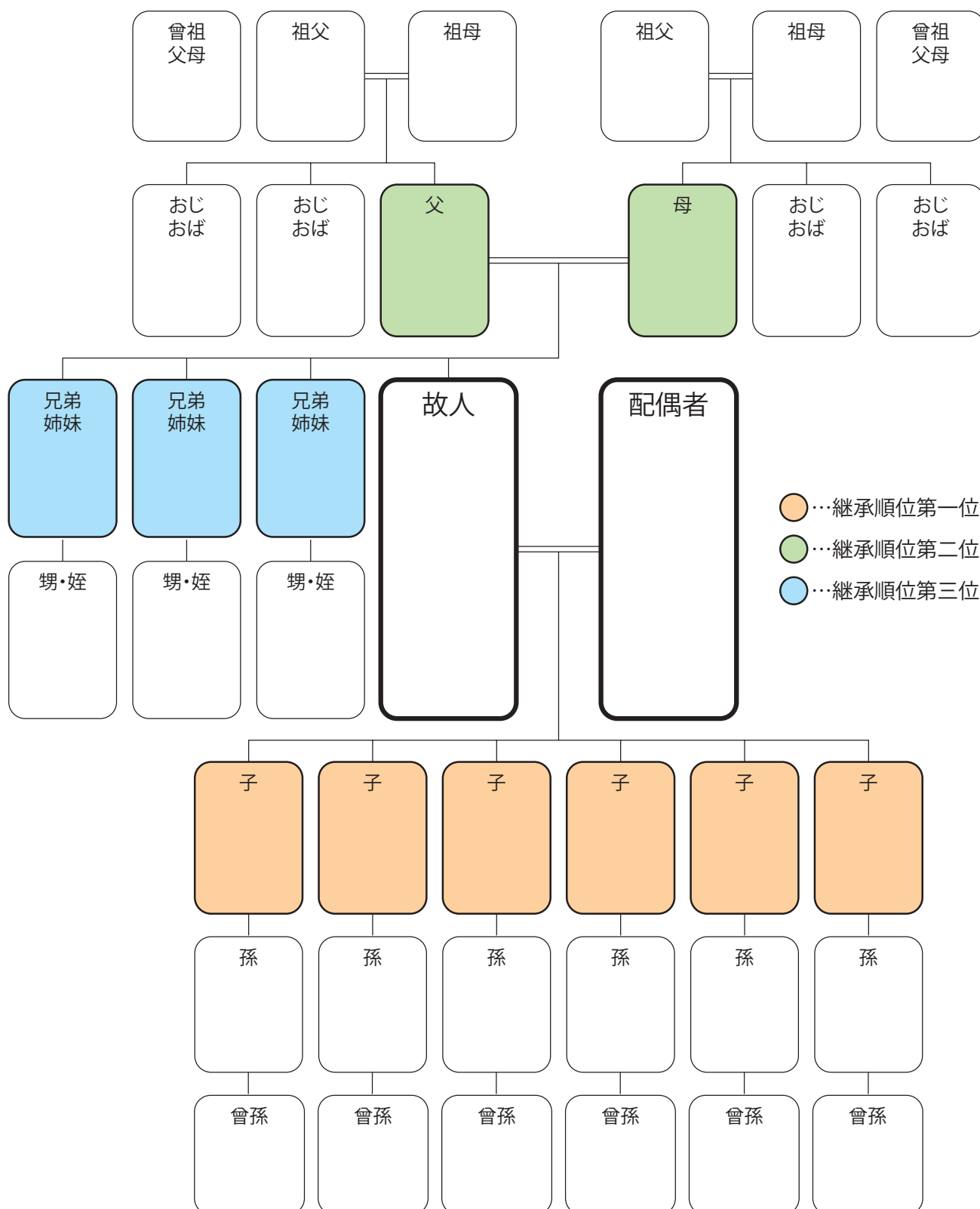
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。



故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所等	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号等	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所等の変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

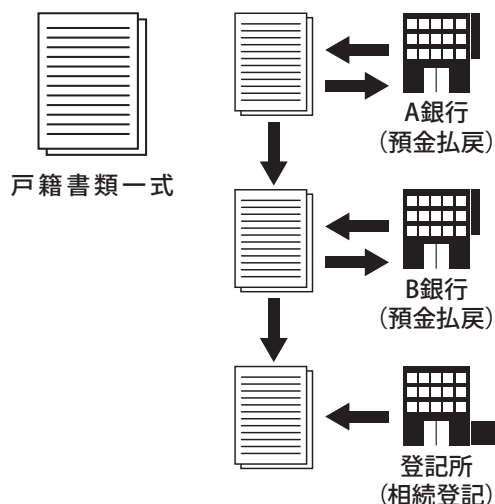
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

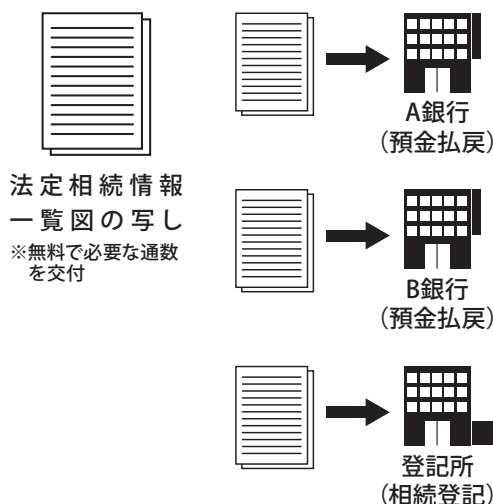
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本等を収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本等を返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

委任状

代理人

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生 _____

上記の者を代理人とし、下記の権限を委任します。

- 1. _____ 証明の取得に関する一切の権限
- 2. _____ 手続きに関する一切の権限
- 3. その他 (_____) に関する権限

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者住所	
委任者氏名	⑩
委任者生年月日	明・大・昭・平 _____ 年 _____ 月 _____ 日
委任者電話番号	(_____)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

キリトリ線

MEMO

MEMO

MEMO

発行 帯広市

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年月 2025 年 5 月

